

令和6年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

【諸般の報告】

＜令和5年度関係＞

- | | |
|---|---|
| 1 茨城県病院事業中期計画の策定 | 2 |
| 2 能登半島地震に係る県立病院の対応について
(中央病院・こころの医療センター) | 4 |
| 3 外来における医師から看護師へのタスクシフトについて (こども病院) | 7 |

＜令和6年度関係＞

- | | |
|----------------------|---|
| 4 令和6年度の各病院の主な取組について | 8 |
|----------------------|---|

【議案関係】

＜令和5年度関係＞

- | | |
|--------------------------------|----|
| 第87号議案 令和5年度茨城県病院事業会計補正予算(第1号) | 9 |
| 第108号議案 権利の放棄について | 10 |

＜令和6年度関係＞

- | | |
|----------------------------|----|
| 第15号議案 令和6年度茨城県病院事業会計予算 | 12 |
| 第21号議案 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例 | 14 |

令和6年3月14日

病 院 局

1 茨城県病院事業中期計画の策定

(1) 策定の理由・根拠等

ア 策定の理由及び根拠

総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、県立病院の運営指針として策定する。

イ 策定方針

現行の計画が2023年度をもって終了することから、本計画期間を「第5期病院改革期間」と位置づけ、計画的な病院運営に取り組むために必要な取組を定める。

その際、総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえるとともに、茨城県保健医療計画等との整合を図る。

(2) 計画の概要

ア 計画期間

2024年度～2029年度（6年間） ※中間年（2026年度）に見直しを実施

イ 本計画の目指すべき基本方向

県民に質の高い医療を提供することで、政策医療の充実と地域医療の発展に貢献する

ウ 重点施策

- ① 地域連携・支援体制の強化
- ② 診療機能の充実・強化
- ③ 医療人材の確保と働き方改革
- ④ 経営基盤の安定・強化
- ⑤ 県立病院の整備のあり方の検討

エ 現行の計画から追加された主な項目

- 新興感染症発生・まん延時における取組
- 医師の働き方改革における取組
- 水戸保健医療圏の拠点化・集約化等の協議結果を踏まえた、病院の機能や役割など最適な整備のあり方の検討

(3) パブリックコメントの結果

県立病院は、政策医療を中心に、県民が求める質の高い、安心・安全な医療サービスを提供し、県民の公益に配慮することを目指しており、本計画はその運営指針であることから、県民意見提出手続制度に基づき、県民等の意見を広く求めた。

- 意見募集期間：2024年2月5日（月）～2024年2月26日（月）
- 意見件数：2件

(4) 策定期期

2024年3月

茨城県病院事業中期計画（案）の概要

計画策定の趣旨

- 総務省「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ策定
- 第8次茨城県保健医療計画等と整合を図りながら、県立病院が計画的な運営を行う指針として策定

計画期間

2024年度～2029年度（6年間） ※3年目に中間評価を行い、計画を見直す

基本的な方向性

- 基本方向：**県民に質の高い医療を提供することで、政策医療の充実と地域医療の発展に貢献する**
- 重点施策

①地域連携・支援体制の強化	②診療機能の充実・強化	③医療人材の確保と働き方改革	④経営基盤の安定・強化	⑤県立病院の整備のあり方の検討
・本県の基幹病院として、地域医療機関や関係機関との連携を強化し、持続可能な地域医療体制を確保する	・がんなどの高度・専門医療、救急などの政策医療の充実に積極的に取り組む ・<u>新興感染症等対応について平時から取組を進める</u>	・本県の医療を担う医師等の確保・養成、継続的に質の高い医療を提供するため、<u>働きやすい勤務環境を整備する</u>	・業務の効率化や経費削減に積極的に取り組み、DXも活用することで、持続可能な経営を確保する	・水戸保健医療圏の拠点化・集約化等の方向性に係る協議の結果を踏まえ、病院の機能や役割など最適な整備のあり方を検討する ※協議が整い次第、速やかに計画を改定する

各病院の主な取組

	中央病院	こころの医療センター	こども病院
ビジョン	最先端の高度医療・がん医療・救急医療等を提供し、医療人材を育成する基幹病院を目指します	高度で専門的な精神科医療を提供し、安全で人権を尊重する質の高い病院を目指します	最先端の高度医療を提供する小児専門病院を目指します
重点施策	①地域連携・支援体制の強化	・精神科三次救急対応病院としての措置入院への対応 ・高度な精神科医療提供、関係医療機関等との連携	・総合周産期母子医療センターの充実・強化 ・県央・県北地域の小児救急中核病院として、二次・三次救急に対応、地域の医療機関と連携した初期救急の協力・支援
	②診療機能の充実・強化	・難治性疾患治療や専門医療の充実、地域移行の一層の推進 ・病棟・病床の削減 ・アウトリーチ活動の強化 ・<u>新興感染症に対応可能な体制の維持</u>	・重篤・難治な小児疾患への高度・専門医療の提供 ・<u>小児高度専門医療と新興感染症対策両立のための感染対策体制を整備</u> ・<u>建替え等を含めた最適な整備の在り方の検討</u>
	③医療人材の確保と働き方改革	・専門医研修プログラムの充実、高度な専門技術をもつ医療人材確保のための取得支援 ・<u>タスク・シフト/シェアの推進</u>	・指導医の確保、教育・研修体制の充実強化 ・<u>時間外勤務の縮減などワーク・ライフ・バランスの推進</u>
	④経営基盤の安定・強化	・医事事務をはじめ各事務に精通した事務職員人材の確保 ・病床利用率の向上	・病床利用率向上等による収益の確保 ・医薬品・診療材料、委託業務の見直し、省エネルギーの推進等による経費削減

- **3病院間の連携：** 様々な医療分野の研修体系の提供、連携した災害医療の提供、精神・身体合併症患者の積極的な受入れ、リエゾン回診など

経営管理

- 定数管理と人事管理、財務【調整中】、独法化など経営形態の検討、**デジタル化への対応**

2 能登半島地震に係る県立病院の対応について（中央病院・こころの医療センター）

本年1月1日に発生した能登半島地震においては、中央病院からは災害医療への支援を行うためにDMAT（注1）とJMAT（注2）を、こころの医療センターからは精神保健活動の支援を行うためにDPAT（注3）を被災地域に派遣し、医療の提供・被災者支援に取り組んだ。

（注1）DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム

（注2）JMAT（Japan Medical Association Team）：日本医師会災害医療チーム

（注3）DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム

（1）対応状況

ア 中央病院

○DMAT派遣

	期間 (移動日含む)	人数（職種）	支援場所
1	1月6日～10日	5名 (医師1名、看護師3名、薬剤師1名)	珠洲市
2	1月28日～31日	6名 (医師1名、看護師3名、薬剤師1名、臨床工学技士1名)	珠洲市

○DMATロジスティックチーム（※）への派遣

	期間 (移動日含む)	人数（職種）	支援場所
1	1月15日～28日	1名（看護師）	珠洲市
2	2月4日～16日	1名（看護師）	珠洲市

※DMAT調整本部等において、主に情報収集や関係機関との調整等を専門として活動を行う

○JMAT派遣

	期間 (移動日含む)	人数（職種）	支援場所
1	3月9日～13日	6名 (医師1名、看護師3名、薬剤師1名、管理栄養士1名)	珠洲市

【主な活動内容】

- ・介護老人保健施設の支援
- ・被災した診療所への診療再開に向けた支援
- ・災害拠点病院（珠洲市総合病院）の診療支援等
- ・珠洲市保健医療福祉調整本部（珠洲市健康増進センター）での活動

イ こころ医療センター

○DPAT派遣

	活動期間 (移動日含む)	人数(職種)	支援場所
1	1月8日～14日	4名 (医師、看護師、薬剤師、精神保健福祉士 各1名)	七尾市
2	1月17日～23日	4名 (医師1名、看護師3名)	輪島市

○筑波大学チームのDPAT隊員派遣に係る支援

	活動期間 (移動日含む)	人数(職種)	支援場所
1	1月6日～10日	2名 (看護師、精神保健福祉士 各1名)	DPAT 調整本部 (石川県庁)
2	1月15日～20日	1名(看護師)	珠洲市

○DPATロジスティックチームへの派遣

	活動期間 (移動日含む)	人数(職種)	支援場所
1	1月2日	1名(薬剤師)	DPAT 事務局 (東京都)
2	2月4日～7日	1名(薬剤師)	DPAT 調整本部 (石川県庁)

【主な活動内容】

- ・精神科医療機関の支援
- ・避難所・在宅の精神疾患を持つ被災者に対する精神医療の提供
- ・災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える被災者への対応
- ・石川県DPAT調整本部での活動

ウ 現地の状況

- ・生活用水が不足しており、トイレが流せないことやシャワーを浴びられないことなど、衛生面に問題が生じていた。
- ・病院や介護老人保健施設の職員が足りていない。
- ・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染者も多く、感染対策を行いながらの活動となり、新型コロナウイルス感染症陽性者の搬送なども行った。
- ・DPATにおいては、現地での精神医療ニーズも高く、1日の対応件数が地域により30件以上の日もあった。



DMA T活動の様子



D P A T活動の様子

(2) 中央病院・こころの医療センターの災害派遣体制の整備状況

ア 現在のDMA T・D P A T隊員登録者数

DMA T隊員登録者数（中央病院） 19 人

D P A T隊員登録者数（こころの医療センター） 57 人

イ 平時からの取組

- ・ 隊員の養成やスキル向上のため、DMA T・D P A T隊員研修への参加を推進
- ・ 隊員登録者を指導員として派遣するなど、DMA T・D P A T隊員研修への協力
- ・ DMA T関東ブロック訓練や大規模地震時医療活動訓練への参加

3 外来における医師から看護師へのタスクシフトについて（こども病院）

こども病院では、認定看護師や特定行為を行うことができる看護師による、看護外来等を設置することで、医師から看護師へのタスクシフトを実施している。

看護師が医師の指示のもと、患者の状態に応じた適切な医療を提供することで、医師の負担軽減を図っている。

今後も認定看護師等の役割を拡充し、働き方改革への取組みとして、医師から看護師へのタスクシフトを推進していく。

（１）外来におけるタスクシフトの取組

①糖尿病看護外来（2018年1月～）

・糖尿病患者の問診・状態の評価、血糖測定器・インスリン注入療法の導入・支援

②皮膚・排泄ケア看護外来（2018年10月～）

・褥瘡や潰瘍などの創傷や人工肛門・人工膀胱、排泄に関するケアの支援

③医療的ケア児外来（2020年11月～）

・医療的ケア児の問診と在宅ケアに関する指導・相談対応

※その他、医療的ケア児外来では小児科医・小児外科医による診療やソーシャルワーカーによる支援制度の案内等を行っている

④デバイス交換外来（2022年11月～）

・デバイス（気管チューブや胃ろうボタン）交換の特定行為を実施

⑤摂食嚥下看護外来（2022年12月～）

・摂食嚥下機能の成長発達支援、摂食嚥下機能の評価・訓練、介入内容の決定、指導

⑥移行期支援看護外来（2023年4月～）

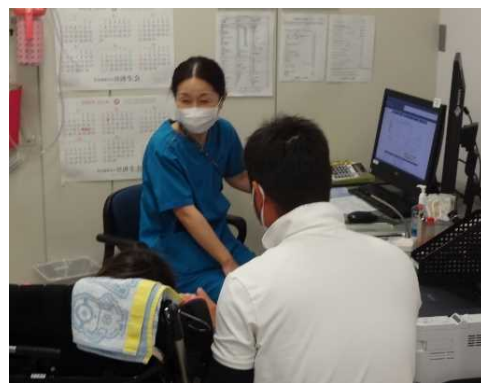
・小児科から成人医療へ移行するプロセスの支援

（疾患・治療など病識の理解度や患者の自立度、成人医療への考え方を確認）

（２）実績件数

（単位：人）

内 容	2022 年度	2023 年度 (4 月～1 月)
糖尿病看護外来	554	497
皮膚・排泄ケア看護外来	348	299
医療的ケア児外来	254	141
デバイス交換外来	47	112
摂食嚥下看護外来	142	152
移行期支援看護外来	—	58
合 計	1,345	1,259
1 カ月の平均受診患者数	112	126



医療的ケア児外来の様子

4 令和6年度の各病院の主な取組について

3 病院共通

○経営改善の推進

県立3病院の経営改善を進めるため、病院事業管理者のもと、病院と経営管理課が一体となって経営改善に向けた具体的な対策を実施する。

中央病院では、がん診療機能の更なる強化のため、I C Uを含む高度急性期病床を増床し、複雑で高度な医療を必要とする患者の受入を拡大していく。

こころの医療センターでは、訪問看護業務の拡充や病床利用率の向上などに係る目標を明確に設定し、医師・看護師・事務などで組織した経営改善WGにより、達成に向けた施策の実施や進捗管理を組織一丸となって、実施していく。

こども病院では、病床を有効活用するため、リハビリ入院やアレルギー検査入院、在宅調整入院などに新たに対応し、入院患者を確保していく。

中央病院

○がんゲノム医療の推進

がん遺伝子パネル検査や遺伝カウンセリング、遺伝学的検査の積極的な実施など、がんゲノム医療の推進と普及を図る。

【数値目標：遺伝子パネル検査件数 56 件（2024.1 月末現在）→ 100 件（2024 年度）】

○病診・病病連携の推進

地域医療機関との機能分化・連携強化を図り、病診連携・病病連携を推進する。

【数値目標：紹介患者数 7,994 人（2024.1 月末現在）→ 9,600 人（2024 年度）】

こころの医療センター

○地域移行促進や地域生活支援の充実

地域移行促進や地域生活支援の充実のため、訪問看護や多職種によるアウトリーチ活動の強化を図る。

【数値目標：訪問看護件数 3,031 人（2024.1 月末現在）→ 3,270 人（2024 年度）】

○児童・思春期精神疾患などの専門医療の充実

他の医療機関では提供が難しい、児童・思春期精神疾患、依存症、医療観察法医療、自殺未遂者対策などの専門医療の充実を図る。

【数値目標：児童・思春期新規外来患者数 358 人（2024.1 月末現在）→ 425 人（2024 年度）】

こども病院

○医師養成・派遣機能の充実強化

人材育成プログラムによる専攻医の確保、小児医療を担う専門医の養成、県央・県北の医師不足地域への医師派遣など、茨城県の小児医療に係る人材を充実させる。

【数値目標：診療応援医師派遣数 230 回（2024.1 月末現在）→ 250 回（2024 年度）】

○移行期医療の推進

小児期医療から成人期医療への移行に関わる受入医療機関との連携を強化し、移行期支援を行う。

【数値目標：重症心身障害児移行症例数 12 人（2024.1 月末現在）→ 17 人（2024 年度）】

第 87 号議案 令和 5 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 1 号）

1 業務の予定量の補正

（単位：人）

区分		入院患者数		外来患者数	
		1 日平均	年 間	1 日平均	年 間
中央病院	補正前	388	141,990	941	228,560
	補正後	346	126,568	912	221,511
こころの医療センター	補正前	224	82,130	306	74,358
	補正後	198	72,479	279	67,642
こども病院	補正前	103	37,698	221	53,718
	補正後	89	32,473	187	45,488

2 収益的収入及び支出の補正額

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計
事業収益	本庁	121,860	15,378	137,238
	中央病院	20,777,550	△789,261	19,988,289
	こころの医療センター	4,153,669	△338,484	3,815,185
	こども病院	1,346,988	7,362	1,354,350
	計	26,400,067	△1,105,005	25,295,062
事業費用	本庁	121,860	23,668	145,528
	中央病院	20,766,840	△494,374	20,272,466
	こころの医療センター	4,124,682	△93,240	4,031,442
	こども病院	1,257,507	373,035	1,630,542
	計	26,270,889	△190,911	26,079,978

3 資本的収入及び支出の補正額

（単位：千円）

科目		補正前の額	補正額	計
資本的収入	中央病院	1,059,895	△3,000	1,056,895
	こころの医療センター	222,811	△21,400	201,411
	こども病院	616,926	△26,696	590,230
	計	1,899,632	△51,096	1,848,536
資本的支出	中央病院	1,811,017	△2,965	1,808,052
	こころの医療センター	327,328	△21,327	306,001
	こども病院	820,684	△26,715	793,969
	計	2,959,029	△51,007	2,908,022

(2) 回収対策

- ・債権回収の外部委託
- ・法的措置の適切な実施
- ・全額払えない患者に対する履行延期の特約
- ・連帯保証人への請求
- ・3病院合同対策会議での進捗管理

第 15 号議案 令和 6 年度茨城県病院事業会計予算

1 業務の予定量

(単位：人)

	入院患者数		外来患者数	
	1 日平均	年 間	1 日平均	年 間
中央病院	387	141,352	975	236,850
こころの医療センター	220	80,215	299	72,657
こども病院	104	37,795	213	51,764

2 収益的収入及び支出の予算額

(単位：千円)

科目		令和 6 年度	令和 5 年度(当初)	増減
事業収益	本庁	123,200	121,860	1,340
	中央病院	21,599,586	20,777,550	822,036
	こころの医療センター	4,178,635	4,153,669	24,966
	こども病院	1,344,793	1,346,988	△2,195
	計	27,246,214	26,400,067	846,147
事業費用	本庁	123,200	121,860	1,340
	中央病院	21,570,365	20,766,840	803,525
	こころの医療センター	4,132,713	4,124,682	8,031
	こども病院	1,317,281	1,257,507	59,774
	計	27,143,559	26,270,889	872,670

3 資本的収入及び支出の予算額

(単位：千円)

科目		令和 6 年度	令和 5 年度(当初)	増減
資本的収入	中央病院	1,495,116	1,059,895	435,221
	こころの医療センター	198,538	222,811	△24,273
	こども病院	600,304	616,926	△16,622
	計	2,293,958	1,899,632	394,326
資本的支出	中央病院	2,234,581	1,811,017	423,564
	こころの医療センター	308,538	327,328	△18,790
	こども病院	800,385	820,684	△20,299
	計	3,343,504	2,959,029	384,475

○一般会計繰入金の病院別推移

(単位：百万円)

年度	中央病院	こころの医療センター	こども病院	本庁	合計	教育研修事業分	コロナ対策分
H17	1,972	1,540	1,362	—	4,874	—	—
H28	2,360	1,038	1,098	159	4,655	—	—
H29	2,206	983	1,116	127	4,432	—	—
H30	2,260	1,069	1,161	137	4,627	598	—
R1	2,345	1,061	1,315	111	4,832	598	—
R2	2,349	1,033	1,331	111	4,824	598	179
R3	2,503	1,098	1,344	99	5,044	564	454
R4	2,521	1,083	1,279	5	4,888	551	—
R5	2,422	1,109	1,199	5	4,735	598	—
R6	2,453	1,220	1,226	5	4,904	598	—

※H17～R4：決算ベース R5、R6：当初予算ベース

第21号議案 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

第5期病院改革として策定する茨城県病院事業中期計画（2024年度～2029年度）にあわせ、がん診療体制の強化、一般病床の高機能病床への転換など、診療体制の充実に向け、病院局職員定数について改正を行おうとするもの

2 改正概要

病院事業管理者の事務部局の職員 1, 200名 → 1, 236名（+36名）

（病院別内訳と主な増員理由）

区分	増減要因	医師 (人)	看護師 (人)	計 (人)
中央病院	がん診療体制の強化	6	-	6
	一般病床の高機能病床への転換	-	29	29
こころの医療センター	精神科医療の強化	1	-	1
合計		7	29	36

3 施行日 2024年4月1日

4 参考事項（病院局の所属別定数）

所属名	現行	改正後	増減
経営管理課	20	20	-
中央病院	910	945	+35
こころの医療センター	270	271	+1
計	1,200	1,236	+36

※こども病院は指定管理のため定数に含まれない。

茨城県職員定数条例 新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 病院事業管理者の事務部局の職員 <u>1,236人</u> (4)～(10) (略)	（職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 病院事業管理者の事務部局の職員 <u>1,200人</u> (4)～(10) (略)